

介護福祉士養成課程とたん吸引等研修の関係について

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士の資格取得方法の見直しが行われ、介護福祉士養成施設、介護福祉士実務者研修、福祉系高等学校において「**医療的ケア(喀痰吸引等)**」の教育が必要とされるようになりました。「医療的ケア」の教育は、たん吸引等研修(1・2号研修)の基本研修に相当するため、「医療的ケア」修了者は登録研修機関での基本研修を省略して実地研修を受講することができます。

【医療的ケア】		【喀痰吸引等研修】	
・介護福祉士養成施設 ・介護福祉士実務者研修 ・福祉系高等学校 (対象:平成28年度以降の修了・卒業者)		1・2号研修	
医療的ケア実施の基礎	基本研修 (講義+演習)	講義50H	
喀痰吸引(基礎的知識・実施手順)			
経管栄養(基礎的知識・実施手順)			
演習		演習	①口腔内吸引 5回以上 ②鼻腔内吸引 5回以上 ③気管カニューレ内吸引 5回以上 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 5回以上 ⑤経鼻経管栄養 5回以上
		実地研修	
		①口腔内吸引 10回以上	
		②鼻腔内吸引 20回以上	
		③気管カニューレ内吸引 20回以上	
		④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 20回以上	
		⑤経鼻経管栄養 20回以上	

医療的ケアの修了要件としては、実地研修の修了は必須とされていないため、実地研修未実施でも卒業は可能です。

ただし、たん吸引等業務の実施は、実地研修を修了し、登録を受けた行為に限られます。

実地研修を実施するには

- ・「医療的ケア」修了者は、実務者研修修了証又は卒業証明書等によって、修了を証明する必要があります。
- ・所属する登録喀痰吸引等事業者の施設または登録研修機関において、必要な行為についての実地研修を受講してください。
- ・実地研修の実施には、たん吸引等の対象者の書面による同意、医師の指示書、医療関係者による連携体制の確保等の要件を満たす必要があります。
- ・実地研修修了後、所属する登録喀痰吸引等事業者または登録研修機関より実地研修修了証の交付を受けてください。